

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 20 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理補機冷却海水系配管熱交換器建屋吐弁ピット南側壁貫通部の継ぎ目に破損が認められたため、当該継ぎ目を交換。	D	
2	3号機	クレーン点検時、主巻上インバータ用電磁接触器から異音(チャタリング音)が認められたため、当該接触器を点検。	D	
3	3号機	高圧炉心スプレー系ポンプ室空調機(A)電動機接地線取付けボルトナットにおいて、締め付け不足が認められたため、当該ナットを締め付け。	D	
4	3号機	取水設備点検において、門型クレーンの抵抗器収納盤付近より白煙及び異臭が認められたため、走行回路異常の有無確認及び対応検討。	C	
5	4号機	復水器(C)空気抽出元弁点検において、弁体シート面(入口側)にひびが認められたため、当該弁を補修。	D	
6	4号機	復水器(A)流量調節弁点検において、弁作動確認時弁箱内から異音が認められたため、当該弁を点検。	D	
7	4号機	主復水器(B)伝熱管点検時、同伝熱管1本に浸食が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
8	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)車室点検時、車室水平面に軽微な変形が認められたため、当該部を溶接補修。	D	
9	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)高圧蒸気加減弁点検時、弁体シート面に侵食が認められたため、当該部を補修。	D	
10	4号機	低圧タービン(A)点検において、上半内部車室スプレー管ノズル部(2箇所)に穴が認められたため、当該部を交換。	D	
11	4号機	低圧蒸気タービン(A)ロータ浸透探傷検査時、線状指示模様が確認されたため、当該箇所を補修。	D	
12	4号機	原子炉補機冷却系第1中間ループ熱交換器(B)入口弁及びオイルクーラ(B)出口温度調整弁後弁点検時、弁逆座にひびが認められたため、当該弁を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)軸パッキンホルダー目視点検時、軸パッキンホルダー水平部に浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
14	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ディーゼル機関の排気弁(No.4 - 7)点検時、ボディ連結金具冷却水通路に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
15	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ディーゼル機関の排気弁(No.4 - 8, No.13-25, No.13-26)点検時、ボディ連結金具冷却水通路に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
16	4号機	非常用ディーゼル発電ディーゼル機関(A)の始動弁点検時、弁棒傘部に厚み減少が認められたため、当外部を補修。	D	
17	4号機	非常用ディーゼル発電ディーゼル機関(A)の給気弁点検時、弁棒シート部に指示模様(はだあれ)が認められたため、当外部を補修。	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電ディーゼル機関(A)の排気弁点検時、ボディ冷却水通路に腐食が認められたため、当外部を補修。	D	
19	4号機	非常用ディーゼル発電ディーゼル機関(A)の排気弁点検時、ボディ連結金具冷却水通路に腐食が認められたため、当外部を補修。	D	
20	3.4号廃棄物処理設備	3, 4号廃棄物処理建屋2階バッテリー室内(非管理区域)設置の手洗いシンク純水供給配管ユニオン部よりにじみが認められたため、当該部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353